省　　令

○法務省厚生労働省令第七号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第九条第七号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項第五号ロ（同法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）、第四十条第一項及び第百七条の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月三十一日

法務大臣　上川　陽子
厚生労働大臣　加藤　勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年法務省厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
附　則 （技能実習責任者の選任に関する経過措置） **第六条**　平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後規則第十三条中「あり、かつ、過去三年以内に技能実習責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者」とあるのは、「ある者」とする。 （外部役員及び外部監査人に関する経過措置） **第八条**　平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後規則第三十条第二項第一号及び第五項第一号の規定は、適用しない。	附　則 （技能実習責任者の選任に関する経過措置） **第六条**　改正後規則第十三条の規定の適用については、当分の間、同条中「あり、かつ、過去三年以内に技能実習責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者」とあるのは、「ある者」とする。 （外部役員及び外部監査人に関する経過措置） **第八条**　改正後規則第三十条の規定の適用については、当分の間、同条第二項第一号及び第五項第一号の規定は適用しないものとし、同条第二項第二号ヘ中「技能実習」とあるのは、「技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第四項の主務省令で定めるものをいう。）を含む。第五項第二号チにおいて同じ。）」とする。

2　改正後規則第三十条の規定の適用については、当分の間、同条第二項第二号ヘ中「技能実習」とあるのは、「技能実習（技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）を含む。第五項第二号チにおいて同じ。）」とする。

（監理責任者に関する経過措置）

第十条　平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後規則第五十三条第二項の規定は、適用しない。

（監理責任者に関する経過措置）

第十条　改正後規則第五十三条の規定の適用については、当分の間、同条第二項の規定は適用しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第三十九号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条、著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第一条の三第一項、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第二項及び第三項、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十九条第三項並びにプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第七条第一号の規定に基づき、博物館法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月三十一日

文部科学大臣　林　芳正

博物館法施行規則等の一部を改正する省令

（博物館法施行規則の一部改正）

第一条　博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「学位」の下に「（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。第九条第三号イにおいて同じ。）」を加える。

第九条第一号中「（昭和二十八年文部省令第九号）」を削る。

（著作権法施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「卒業した者」の下に「（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

一　著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）第一条の三第四号

二　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）第二十一条第一項第四号ロ及び第二十二条第一項第三号ロ

（専修学校設置基準の一部改正）

第三条　専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二号中「学位を有する者」を「学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。次条第四号において同じ。）を有する者」に改め、「短期大学士の学位」の下に「（学位規則第五条の五に規定する短期大学士（専門職）の学位を含む。）」を加え、同条第四号中「（昭和二十八年文部省令第九号）」を削る。